

防波堤、護岸施設の「関係者以外立入禁止」について

防波堤、護岸の施設へ立ち入ることは大変危険です。防波堤は、外界の波浪を遮断して港内の静穏を保つための施設であり、一般の方が利用する施設として想定された構造にはなっていません。護岸も同様で一般の方が利用する施設として想定された構造ではありません。令和7年6月にも羽幌港西防波堤にて釣り人の転落事故が発生しております。皆様の安全を確保するため、「関係者以外の立入禁止」につきましてご理解・ご協力をお願いいたします。

港湾管理者 羽幌町長